

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第五中学校 夜間学級
校長 嶋狩 淳一 公印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領等に則し、人権尊重の精神を基調として心身共に健康で、知性と感性に富み、生涯を通じて主体的に学び続け、国際社会に貢献できる人間性豊かな生徒の基本的資質を養う。また、自己肯定感や自己実現の獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識の協調的な要素を調和的・一体的に育み、教育を通して日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを向上させる。

この教育目標を実現するために、次の生徒を育成する。

- ◎ 人・地球との共生 〈より高い人間性をめざす人〉 (徳)
- 未来社会への知性 〈学び続ける人〉 (知)
- 心身共に健康 〈健康で生命を大切にす人〉 (体)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

多国籍の学齢を超過した義務教育未修了者及び不登校傾向などさまざまな事情で十分学べなかった生徒が在籍している状況を鑑み、全教育活動を通じて、生徒の多様性を尊び主体性を高めることをめざす。

ア 豊かな心の育成 【人・地球との共生 〈より高い人間性をめざす人〉 (徳)】

自立した一人の人間として人生を他者とともによりよく生きる人格を形成することをめざし、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、人が互いに尊重し調和と協調、協働して社会で生きる上で求められる規範意識を醸成する。また、人としてよりよく生きる上で大切なことは何か、自分はどのように生きるべきかを自ら考え、自らの生き方を探求する力を養う。

イ 確かな学力の育成 【未来社会への知性 〈学び続ける人〉 (知)】

特別な教育課程を編成し、基礎的・基本的な学力の定着をめざす。学習活動では幅広い知識と教養を身に付け、生涯にわたり学習する基盤が養われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題解決するための思考力、判断力、表現力等、主体的に学習に取り組む態度を養う。

ウ 健やかな体の育成 【心身共に健康 〈健康で生命を大切にす人〉 (体)】

「生きる力」を支える重要な要素である体力や健康の維持を図るため、運動を通して体力を養い、健康を維持する食育の推進を通して望ましい食習慣や健康的な生活習慣を身に付けさせる。また、生徒の生命を脅かす災害や性暴力等の危険から身を守る力を身に付けることができるようにする。

エ 不登校生徒への支援

不登校総合対策「つながるプラン」の趣旨を踏まえ、生徒、保護者に対して寄り添い、将来の社会的自立に向けた支援と誰一人取り残されない学びの保障を学校教育の使命として位置付け、夜間学級の良さを活かした不登校対策に全力で取り組む。

オ いじめの防止等の取組

いじめはどの学校でもどの生徒にも起こるとの認識の下、いじめ防止対策推進法等を遵守し、教職員がいじめについて組織的に対応するとともに、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解消する。

カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、障害の有無、国籍等にかかわらず、全ての生徒の自立と社会参画をめざし、切れ目なく生徒一人ひとりの発達や教育的ニーズに応じた適切な指導と学習機会の充実を組織的に行う。

キ 小中一貫教育のさらなる充実

昼間部の小中一貫教育の成果と課題を共有し、夜間学級においても小学校の学びを活かせるよう学習指導を改善する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて生徒の言語活動を充実させ、単元や題材などの時間のまとまりを見通しながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を全教科で実施し、自己肯定感や自己実現の獲得も踏まえた授業改善を行う。その手だてとして、やさしい日本語による指導及び各教科等のねらいを深める場面や振り返りの場面において1人1台の学習用端末の授業支援ツールの活用を実施する。
- ② 個に応じた指導の充実を図る。そのために、国語科、社会科、数学科、理科、外国語科については、時間講師と連携して少人数指導もしくはチームティーチングの実施に努める。また、1人1台の学習用端末を用いたドリル型学習用コンテンツを積極的に活用する。
- ③ 各教科等で獲得した知識及び技能を活用して、思考力、判断力、表現力等を相互に関連付け、深く理解したり、情報を精査したりして考えを形成し、問題を見だして解決策を考えることができる授業改善をめざす。
- ④ 保健体育科において、地元のラグビー選手との交流を月2回行い、プロのラグビー選手とともに体育実技を合同で行うことを通して、社会参画やチームプレーを学ばせる。
- ⑤ 補習担当教員を要として、日本語の補習が必要な生徒に対して、個別の指導計画を作成し、優しい日本語による指導の充実を図る。

イ 総合的な学習の時間

- ① 多様性を尊重し、共生社会の実現に貢献できる資質・能力を育てる。郷土学習に筆の学習会、お国自慢料理大会を位置付け、体験学習を通して、日本と他国の文化の違いや八王子が紡いできた食文化等について、それぞれの良さを理解させる。
- ② 郷土の自然や歴史や文化等を学び地域への興味・関心をもたせる。生徒それぞれのルーツを尊重し、郷土の文化や歴史、地理を再確認したり、学びをまとめて発表したり、歴史や文化等を親しむ態度を育てる。

ウ 特別活動

- ① 学級活動における係活動や委員会活動については、多様な他者と協働する集団活動の意義や活動を行う上で必要な考え方等を理解した上で、生徒が主体的にボトムアップで企画・提案・討議し、必要なプロセスを経て決定し、行動できる力が身に付くよう、全校共通で活動に取り組む内容をスタンダード化する。
- ② 生徒会活動、ミニ体育大会、集団宿泊的行事において、集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることを通して、互いの良さや可能性を発揮できる場を「調和と協調」に基づくウェルビーイングの向上に向けて意図的、計画的に設定する。
- ③ 集団や社会の一員として、他者と協働しながら諸問題を解決しようとする態度を育てる。そのために、校外学習における探究的活動や学級でのグループ活動の活性化を図る。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 道徳教育全体計画を基に、日常の教育活動を通じて全教職員が人間としてよりよく生きるための道徳的価値について意図的に語ったり、話題に出したり、学びと関連付けたりして学校教育活動全体を通じた道徳教育を一層充実させる。また、別葉に道徳教育に係る内容項目を記載し、道徳的価値について横断的な共通理解を図る。
- ② 道徳科では重点内容項目として「自主、自律、自由と責任」、「思いやり、感謝」、「友情、信頼」、「相互理解、寛容」、「公正、公平、社会正義」、「生命の尊さ」、「よりよく生きる喜び」の7項目とし、人間としてよりよく生きるとは何かを考え、議論する授業に改善し、道徳科を要として、道徳教育の補充・深化・統合を行う。

(3) キャリア教育

- ① 「はちおうじっ子キャリア・パスポート 第五中学校版」を作成し、キャリア教育の場面で学習活動の内容を記録し、振り返ることを通して、新たな学習や生活への意欲につなげたり、考えたりする活動につなげる。特に「振り返る力」の成長に伴走するよう、指導に重点を置く。
- ② 主体的な進路の選択と将来設計を描けるよう、生徒一人ひとりが目標をもって、自らの生き方や進路に関する適切な情報を1人1台の学習用端末や学校図書館等の活用を通して、収集・整理し、自己の個性や興味・関心を考えさせる学習活動に改善する。

(4) 特別支援教育

- ① 対象生徒の障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、全ての時間、在籍学級で学校生活を送れるよう、学校生活支援シート及び個別指導計画（連携型個別指導計画）を家庭、校内委員会、スクールソーシャルワーカー等と連携し生徒一人ひとりに合った支援及び在籍学級における支援に結び付けられるようにする。
- ② 障害の有無にかかわらず、全ての生徒の学習機会が得られ、支援が充実したものとなるよう、個別の教育的ニーズに最も確に答える指導方法の改善と支援体制の整備を行う。併せて、自立と社会参画ができるよう、特別支援教育コーディネーターが要となり、特別支援の充実を図る。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 生活のきまりは全生徒が自らの学校生活を振り返り、改善案を生徒会が中心となり検討できるよう支援を行い、最終的には学校が責任をもって決定する。
- ② セーフティ教室や月1回の安全指導日に、安全教育プログラムを計画的に活用したり、講師の講話から危険を予測したり回避する能力を身に付けたり、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成する。
- ③ 生徒が性犯罪、性暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を全学級で年1回以上実施する。指導する際は、「『生命（いのち）の安全教育』指導資料の手引き」を活用し、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解させ、生命を大切にする考えや自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を身に付けさせる。

イ いじめ防止等の取組

- ① 常設の学校いじめ対策委員会を週1回以上実施し、いじめ防止対策推進法を遵守した対応を行う。また、週1回以上の情報共有の時間では、生徒の状況や対応記録の作成など教員が一人で抱えない体制づくりをめざす。
- ② 年4回のいじめに関するアンケートの実施と聞き取り、管理職報告を徹底し、いじめを見逃さない体制を継続するとともに、楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）の調査結果を全教員で分析し、生徒一人ひとりへの対応について共通理解を図る。
- ③ 6月に「八王子市いのちの大切さを共に考える日」として設定し、集会で校長講話と道徳科における「生命の尊さ」をテーマとし、生徒一人ひとりが命の連続性や有限性について考えを深められる取り組みを行う。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 不登校総合対策「つながるプラン」を踏まえ、既卒の不登校だった生徒の、学び直しの機会を充実させるとともに、不登校対策における夜間学級の重要性を認識するための教員研修を行う。また、現中学校第3学年の不登校生徒の体験入級や保護者サロンを積極的に行い、夜間学級における不登校対策を充実させる。
- ② 不登校対策と不登校経験生徒の支援を組織的に行う。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携はもとより、各自治体の子ども家庭支援センター、医療機関、生活福祉担当機関、NPO関連組織等と進んで連携し、生徒理解に努める。学習の機会を保障する理念に則り、個別の生徒に適した対応を実施する。
- ③ 登校支援コーディネーターが核となり「個票システム」の活用による不登校生徒の早期把握・対応、関係諸機関との連携を図る。

(6) 特色ある教育活動

ア 異年齢かつ多国籍の学齢を超えた生徒たちが学ぶ学校としての教育活動

- （取組1）各教科において、自分の国の歴史や文化について発表する活動を行う。
- （取組2）生徒個々のさまざまな学習歴やそれぞれの資質・能力を活かした学び合い活動を行う。
- （取組3）多様性を受け入れ、尊重し、それを発信する活動を行う。
- （取組4）国籍や世代の差による多様な倫理観をもとに議論する道徳授業を展開する。

イ 学力向上の取組

第五中学校グループ内小学校で実践した効果的な学習内容を取り入れ、基礎学力の向上を図る。

ウ その他

- ① 始業前の時間を活用して、今日的な教育課題、夜間学級特有の題材、生活指導、ICT教育等を扱う教員研修を年10回以上行う。全教員に最低1回は講師を担当させる。
- ② 第五中学校グループとして「情報活用能力系統表」を活用した義務教育9年間を見通したICT活用に関する資質・能力の育成をめざす。
- ③ 「第五中学校2020レガシー」として、「心のバリアフリー」を掲げ、共生社会をテーマに道徳科の授業を行

う。
第2号の4表の1

学校名 八王子市立第五中学校 夜間学級

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	15	20	21	14	0	20	22	18	19	16	18	17	200
2	17	20	21	14	0	20	22	18	19	16	18	17	202
3	17	20	21	14	0	20	22	18	19	16	18	14	199
備 考	○第1学年は入級式が4月9日のため2日減。第3学年は卒業式が3月19日のため3日減。 ○都民の日10月1日(水)は授業日とする。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表(1単位時間は40分とする。)

区 分		学 年	1	2	3
各 教 科	国	語	145	145	145
	社	会	72	72	72
	数	学	109	109	109
	理	科	72	72	72
	音	楽	37	37	37
	美	術	37	37	37
	保 健 体 育		72	72	72
	技 術 ・ 家 庭		37	37	37
	外 国 語 (英 語)		109	109	109
	小	計	690	690	690
特別の教科 道徳			12	12	12
総合的な学習の時間			12	12	12
特別活動(学級活動)			11	11	11
総 計			725	725	725

備 考

ア その他の授業時数

区分 \ 学年	1	2	3
生徒会活動	5	5	4
学校行事	49	50	55
学級・学年裁量の時間	1	1	1

イ 1単位時間

○夜間学級の実態を考慮し、授業の1単位時間は40分とする。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

オ 授業時数に位置付けない教育活動

○授業前や長期休業中に、学力補充及び日本語補充のための補習を行う。

カ その他

○武道は全学年剣道を行う。(6時間)